

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

廿日市市の総人口は、令和2年に114,173人（国勢調査）で、平成17年に115,530人でピーク（国勢調査）を迎えた後、減少に転じている。特に、内陸部や山間部、島しょ部、団地などの地域では、人口減少・少子高齢化が進行しており、沿岸部が一定のダムの機能を発揮しているが、総人口の減少を食い止めるには至らず、このまま推移すれば、令和27年の時点で105,410人（国立社会保障・人口問題研究所推計）まで減少すると推計されており、経済規模の縮小や、労働者の減少、事業者の撤退等により、税収が低下するなど、人口減少問題がもたらす影響が懸念されている。

「廿日市市産業構造調査（令和3年3月）」によると、市外から所得を稼ぐことで市内経済循環の起点となる産業である木材・木製品製造業、食料品製造業や、市内に所得を生み出し、経済循環の呼び水としての役割を担う産業である観光関連産業（宿泊業・道路輸送、観光関連事業）が市経済を牽引している。こうしたことから、これら3つの産業は、本市産業の総生産や雇用誘発効果への影響が大きいとされている。

本市では、平成28年4月に「廿日市市産業振興基本条例」を制定し、市の責務として、国及び広島県との適切な役割分担のもと、中小企業及び小規模事業者の持続的な発展のための支援に努めなければならないとしている。

現在、市内の中小企業及び小規模事業者は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると近い将来において、市内の産業基盤が脆弱になりかねない状況である。市内の中小企業等の生産性を向上させるため、設備投資を活発化することで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

廿日市市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資を活発化し、ベッドタウンから、暮らしと多様な仕事・働き方が実現する本拠地としてのホームタウンへの成長・発展していくことを目指している。そのために、計画期間中に年20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第52条第4項の規定に基づき先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるもの

をいう。)が年3%以上向上することを目標とする。

なお、5年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性向上の目標伸び率は15%以上、3年間の計画の場合、3年後までの目標伸び率は9%以上、4年間の計画の場合、4年後までの目標伸び率は12%以上を設定する。

2 先端設備等の種類

廿日市市の産業は、多様な地域特性及び業種特性を持ち、農林水産業、製造業、サービス業が連関を持ちつつ、循環しながら、経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）については、雇用に結びつく等の経済波及効果が少ないことから、市内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

廿日市市の産業は、沿岸部、内陸部の工業団地を中心に、山間部、島しょ部の各地域に広く分布しており、市内のどの地域の事業者においても生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、廿日市市全域とする。

（2）対象業種・事業

廿日市市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、どの産業においても広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。本計画において対象とする業種は、廿日市市内の全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、新製品の生産、製品の品質向上、合理化・省力化など多様であり、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上の向上が見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。